

令和7年2月5日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-KI-002	防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：令和7年4月1日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和7年3月24日（月）10：45

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年2月19日（水）12：00までに、下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

11. そ の 他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。
- (5) 入札に関する条件 仕様書5.1 a)～c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.2 f)1)～3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和7年2月20日（木）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (6) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物（前号を除く）を令和7年3月5日（水）12：00までに提出しなければならない。
- (7) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年3月19日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (8) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (9) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 森田 電話 03-3268-3111 内線 20823

調達要求番号：

調達仕様書			
件 名	防衛省OAシステム基盤のプロジェクト 管理支援役務	仕 様 書 番 号	
		変 更 年 月 日	令和 年 月 日
		作 成 年 月 日	令和7年1月28日
		作 成 部 署	整備計画局サイバー整備課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省OAシステム基盤の現行システム及び次期システムに係る支援並びに関連調達に係るプロジェクト管理支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、表 1-1 のとおりとする。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
防衛省OAシステム基盤	行政事務の合理化・効率化を図るためのLANシステムを基本として各業務システム等を集約するために整備する共通基盤。R6年度にMicrosoft Teams機能の提供開始及び市ヶ谷LANが整備する無線LANへの接続を開始した。
IaaS基盤	防衛省OAシステム基盤に整備する、防衛省内の業務システムの基盤集約を行うためのIaaS（Infrastructure as a Service）基盤
試行的PaaS基盤	防衛省OAシステム基盤の将来的な機能拡張を目的とし、PaaS（Platform as a Service）基盤として、試行的に特定のDBソフトウェアを利用するシステムの一部を集約するための基盤
地方防衛局OAネットワーク・システム	各地方防衛局において運用している府省内LANシステム
省OA	防衛省OAシステム基盤
局OA	地方防衛局OAネットワーク・システム
現行システム	令和8年9月まで運用する現行の防衛省OAシステム基盤を指す。
次期システム	令和8年10月から運用を開始する予定の次期防衛省OAシステム基盤
WBS	プロジェクトにおいて実施すべき全ての作業を、具体的な進捗状況を把握できる単位にまで詳細化し、階層構造で表したもの。

表 1-1 用語の定義（続き）

用語	定義
各機関等	内部部局，防衛研究所，統合幕僚監部，陸上幕僚監部，海上幕僚監部，航空幕僚監部，情報本部，防衛監察本部，防衛装備庁をいう。ただし，組織改変や組織名称に変更があった場合は，最新のものを適用する。
防衛省市ヶ谷庁舎	防衛省の所在地（東京都新宿区市谷本村町５－１）内の庁舎
ユーザ	防衛省ＯＡシステム基盤のアカウントをもつ職員や事業者
システム管理者	防衛省ＯＡシステム基盤の運用管理を担当する職員や事業者
D I I	D e f e n s e I n f o r m a t i o n I n f r a s t r u c t u r e（防衛情報通信基盤）の略名で，自衛隊が共通に使用する音声通信網及びデータ通信網を指す。また，データ通信網に接続を承認された情報システムに必要なサービスを提供するもの。
市ヶ谷センター	防衛省ＯＡシステム基盤に必要となる機器等を設置するための防衛省市ヶ谷庁舎内のＢ棟共用電算機室
第１センター	防衛省ＯＡシステム基盤に必要となる機器等を設置するデータセンタ
第２センター	防衛省ＯＡシステム基盤に必要となる機器等を設置するディザスタリカバリ用のデータセンタ
RMF	リスク・マネジメント・フレームワークの略称。防衛省にて実施される，リスク評価・分析及びその結果に対する計画や承認など全般的な業務
T e a m s	M i c r o s o f t T e a m s の略称
取扱施設	防衛省の情報セキュリティ基準に定められた，保護すべき情報の取扱い及び当該情報に属する文書等の保管を行う場所であって，本調達の契約相手方が，情報セキュリティ基準の規定に従って指定する，建物又は敷地の一部又は全部

1.3 引用文書等

本仕様書における引用文書は，本仕様書に規定する範囲内において，本仕様書の一部をなすものであり，引用文書に定める項目が本仕様書と相違する場合は，本仕様書を優先する。

なお，引用文書及び関連文書は，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

- a) 個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）
- b) 著作権法（昭和４５年法律第４８号）
- c) 「公用文作成の考え方」の周知について（令和４年１月１１日内閣文第１号）
- d) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（２０２４年（令和６年）５月３１日更新）
（以下「標準ガイドライン」という。）

- e) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（２０２４年（令和６年）５月３１日更新）（以下「標準ガイドライン解説書」という。）
- f) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（２０２４年（令和６年）５月３１日更新）（以下「標準ガイドライン実践ガイドブック」という。）
- g) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号令和４年３月３１日）（以下「情報セキュリティ通達」という。）
- h) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（防装庁（事）第３号３１．１．９）
- i) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号（平成３１年１月９日））
- j) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和７年１月２８日変更閣議決定）
- k) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領（令和５年７月３日）（以下「RMF実施要領」という。）
- l) リスク管理枠組み（RMF）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第１４５５０号。令和５年７月３日）（以下「セキュリティ管理策」という。）

1.3.2 関連文書

a) 仕様書等

- 1) 防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理）
- 2) 防衛省OAシステム基盤の借上（０３換装）
- 3) 防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務
- 4) 防衛省OAシステム基盤の借上（０４増設）
- 5) 防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理）（その２）
- 6) 防衛省OAシステム基盤の借上（０５端末増設）
- 7) 防衛省OAシステム基盤の借上（０５増設）
- 8) 防衛省OAシステム基盤の運用管理役務
- 9) 防衛省OAシステム基盤のT e a m s 機能の利用に係る導入・維持管理支援役務
- 10) 防衛省OAシステム基盤の借上（０６端末増設）
- 11) 防衛省OAシステム基盤の借上（０６増設）
- 12) 次期省防衛省OAシステム基盤の設計役務
- 13) 防衛省OAシステム基盤の借上（０７端末増設）

※上記の仕様書に定められる事業者の提出文書も含む

b) 法令等

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（防衛省訓令第１６０号。平成１９年９月２０日）
- 2) 政府情報システムにおけるクラウドサービスの適切な利用に係る基本方針（令和５年９月２９日デジタル社会推進会議幹事会決定）
- 3) 防衛省OAシステム基盤における共通基盤の利用に関する基本方針について（令和３年８月６日防衛省行政情報化推進委員会決定）

- 4) 「防衛省OAシステム基盤における共通基盤の加入要領について」の決定について（通知）（防整情第15000号。令和4年8月2日）
- 5) 防衛省クラウド整備指針（令和5年9月13日防衛省行政情報化推進委員決定）
- 6) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（RMF）実施要領等について（防整サ第14551号。令和5年7月3日）

1.4 別冊

防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務 別冊（注意）

1.5 本仕様書における別冊の参照

- a) 本仕様書における「カタカナ」は、防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務 別冊によるものとする。
- b) 防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務 別冊については、所定の手続きを踏まえた上で防衛省市ヶ谷庁舎68号館2階において閲覧可能とする。

2. 調達案件の概要

防衛省OAシステム基盤（以下、「省OA」という。）は、9機関と共同の部隊（防衛省本省の内部部局、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、防衛研究所、防衛装備庁及び自衛隊サイバー防衛隊）の共同の事業として、約9000台の端末等から構成されるLANシステム及び省内の業務系システムを集約しコストの最適化を目的とした共通的な基盤としてIaaS基盤を構築し、令和3年3月より運用を開始した。

令和3年3月運用開始時点においては、地方防衛局OAネットワーク・システム（北関東・九州）を集約し、その後、令和4年度内においては、IaaS基盤に対するリソース増設を実施したうえで、地方防衛局OAネットワーク・システム（南関東・沖縄）を集約した。令和5年度においては、試行的PaaS基盤の整備に加え、予算編成システム、人事給与システム及び地方防衛局OAネットワーク・システム（東北・中国四国）を集約した。令和6年度においては、職員の増加に伴う安定的な省OAの利用環境の整備を目的とした端末及びサーバ機器等の増設並びにシステム集約を行うためのIaaS基盤（増設）地方防衛局OAネットワーク・システム（北海道・近畿中部）を集約した。

さらに令和7年度においては、更なる職員の増加に伴う安定的な省OAの利用環境の整備を目的とした端末及びサーバ機器等の増設を予定している。

また、現行システムは、借上期間を延長したうえで令和8年9月末を以って運用を終了し、次期システムへ換装することから、令和6年度において次期システムの構成設計、令和7年度において移行・運用設計を行い、令和7年度10月頃から次期システムの借上事業を開始する予定としている。加えて、令和8年度以降、次期システムに段階的に各地方防衛局OAシステムを段階的に統合することを計画している。これらを踏まえ、本役務においては、現行システムの保守・運用及び各増設事業並びに次期システムの設計役務を含めた換装に係る事業全般の工程管理や調達支援を実施する。

2.1 システム構成（概要）

システム構成（概要）は^ア及び^イのとおり。

2.2 本業務期間

本業務の実施期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

2.3 作業スケジュール

本業務及び関連事業にかかわる作業スケジュールは^{付図3}のとおり。関連事業に関する概要については^{表 3-1}を参照すること。

2.4 役務実施場所

防衛省市ヶ谷庁舎及び官側の指定する場所並びに取扱施設（以下、「本役務場所」という。）とする。なお、^ウに示す保護情報を取り扱うに当たっては、防衛省市ヶ谷庁舎又は取扱施設に限られることに留意すること。

3. 関連調達案件

3.1 関連調達案件の調達単位等

本調達に関係する主な案件名及び役割については、表 3-1 のとおり。

表 3-1 関連調達案件の調達単位等

No.	調達単位	実施期間 (予定含む)	役 割
1	防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理）	令和2年7月～ 令和8年2月	第2センターの設置機材の維持管理を実施 ※契約変更により令和12年3月まで延長と増床を予定（令和8年2月～）
2	防衛省OAシステム基盤の借上（03換装）	令和2年8月～ 令和8年2月	現行システムの設置・調整及びハードウェア／ソフトウェアの借上及び保守を実施
3	防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務	令和3年2月～ 令和8年2月	現行システムの運用管理業務を実施 ※契約変更により端末増設に伴う役務員の増員を予定（令和7年8月～）
4	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）	令和4年9月～ 令和9年2月	現行システムのIaaS基盤に令和4年度加入システムを集約するための増設を実施
5	防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理）（その2）	令和5年4月～ 令和10年2月	第1センターの設置機材の維持管理を実施 ※契約変更により令和12年3月まで増床を予定（令和8年3月～）
6	防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）	令和5年6月～ 令和8年2月	現行システムで使用する個人端末，サーバ，プリンタ及びネットワークスイッチ等の増設を実施
7	防衛省OAシステム基盤の借上（05増設）	令和5年7月～ 令和10年2月	現行システムのIaaS基盤に令和5年度加入システムを集約するための増設を実施
8	防衛省OAシステム基盤の運用管理役務	令和5年7月～ 令和8年2月	防衛省OAシステム基盤の借上（05増設）及び防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）として増設する省OAの運用管理業務を実施

表 3-1 関連調達案件の調達単位等（続き）

No.	調達単位	実施期間 (予定含む)	役 割
9	防衛省OAシステム基盤のT e a m s 機能の利用に係る導入・維持管理支援役務	令和6年2月～ 令和8年9月	現行システムに対するT e a m s の導入・維持管理に係る支援を実施
10	防衛省OAシステム基盤の借上（06端末増設）	令和6年6月～ 令和8年9月	現行システムで使用する個人端末、サーバ、プリンタ及びネットワークスイッチ等の増設を実施
11	防衛省OAシステム基盤の借上（06増設）	令和6年7月～ 令和11年2月	現行システムのI a a S基盤に令和6年度加入システムを集約するための増設を実施
12	次期防衛省OAシステム基盤の設計役務	令和6年6月～ 令和7年3月	次期システムに係る設計を実施
13	防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務（本役務）	令和7年4月～令和9年3月	現行及び次期システムに関連する複数事業のプロジェクト管理支援及び調達支援等を実施
14	防衛省OAシステム基盤の借上（07端末増設）	令和7年4月～ 令和9年2月	現行システムで使用する個人端末、サーバ、プリンタ及びネットワークスイッチ等の増設を実施
15	次期防衛省OAシステム基盤の設計役務（その2）	令和7年6月～令和8年3月	次期システムに係る移行・運用設計を実施
16	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）	令和7年10月～ 令和12年3月	次期システムの設置・調整及びハードウェア／ソフトウェアの借上を実施
17	インターネット回線の維持管理役務	令和7年10月～ 令和12年3月	次期システムで使用する市ヶ谷センターからインターネットに接続される回線の維持管理を実施
18	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長）	令和8年3月～令和9年2月	防衛省OAシステム基盤の借上（03換装）で借り上げた現行システム及び北関東・九州局OAのハードウェア／ソフトウェア等の延長
19	防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）（07延長）	令和8年3月～令和8年9月	防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）で借り上げた現行システムのハードウェア／ソフトウェア等の延長

表 3-1 関連調達案件の調達単位等（続き）

No.	調達単位	実施期間 (予定含む)	役 割
20	防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務（07延長）	令和8年3月～令和8年9月	運用期間を延長した防衛省OAシステム基盤の借上（03換装）の運用管理役務を実施
21	防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（07延長）	令和8年3月～令和8年9月	運用期間を延長した防衛省OAシステム基盤の借上（05増設）及び防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）の運用管理業務を実施
22	防衛省OAシステム基盤のデータ移行支援役務（08移行）	令和8年4月～令和9年3月	防衛省OAシステム基盤の換装と北関東・九州局OAの統合に当たって、それぞれの現行システムから次期システムへのデータ移行を実施
23	防衛省OAシステム基盤の撤去役務	令和8年6月～令和9年6月	防衛省OAシステム基盤の換装と北関東・九州局OAの統合に当たって、それぞれの現行システムの撤去を実施
24	防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（08運用）	令和8年8月～令和12年3月	次期システムの運用管理業務を実施
25	防衛省OAシステム基盤の借上（08端末増設）	令和8年10月～令和12年3月	主に次期システムで統合される北関東・九州局OAの利用者が使用する個人端末、サーバ、プリンタ及びネットワークスイッチ等の増設を実施
26	防衛省OAシステム基盤の借上（06端末増設）（08延長）	令和8年10月～令和9年2月	防衛省OAシステム基盤の借上（06端末増設）で借り上げた北関東・九州局OAのハードウェア／ソフトウェア等の延長
27	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）	令和9年3月～令和10年2月	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）で借り上げたIaaS基盤のハードウェア／ソフトウェア等の延長

3.2 調達案件間の入札制限

標準ガイドラインに基づき、調達の透明性及び公正性を確保するため、前年度及び今年度のデジタル統括アドバイザー業務の受注業者の契約相手方は、本調達の入札に参加することはできないものとする。また、本調達の契約相手方は、表 3-1 に示す関連調達案件のうち、本役務以外に令和7年度以降に調達される案件の入札に参加することはできないものとする。

4. 役務の内容

4.1 基本的な留意事項

契約相手方は、作業全般において次に示す事項に留意して作業を進めること。

- a) 作業の実施に当たっては、標準ガイドライン本編、標準ガイドライン解説書及び標準ガイドライン実践ガイドブックを参照し対応することを基準とする。
- b) **表 3-1** に示す関連調達案件における契約相手方（以下、「各事業者」という。）と適宜情報連携を行い、必要に応じて調整を行いながら対応すること。
- c) 省OAに関するこれまでの経緯を把握するため、**表 3-1** に示す関連調達案件の成果物や報告資料等から、システム構成やステークホルダ、過去の検討経緯、発生した問題点並びに内在している問題点、事業者の対応状況等を事業者へ確認し整理した上で、省OA関連事業の状況報告を作成し契約締結後3週間以内に官側へ報告すること。
- d) 本役務の実施にあたり、契約相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、省OAについて、情報の漏えい、破壊又は障害等のリスク（未発見の、意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他、官側の、意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

4.2 本役務の計画策定及び状況報告等

4.2.1 作業実施計画書の作成

- a) 契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに作業体制、プロジェクト管理手法等を定めた作業実施計画書を策定し、官側の承認を得ること。また、作業実施計画書に変更が必要な場合は、役務全体に対する影響を調査し、作業実施計画書を変更した上で、官側の承認を得るとともに、作業実施計画書の変更管理を行うこと。
- b) 作業実施計画書には、最低限以下の項目について記述すること。
 - 1) 作業概要
 - 2) 作業体制
 - 3) スケジュール
 - 4) 成果物
 - 5) コミュニケーション管理
 - 6) 体制管理
 - 7) 工程管理
 - 8) 品質管理
 - 9) リスク管理
 - 10) 課題管理
 - 11) 変更管理

4.2.2 状況報告

契約相手方の作業実施計画書及び各事業者が作成する作業進捗報告書に基づき、各事業者が実施するプロジェクトの各作業工程の進捗状況、課題、リスクにおいて管理を行い、当該状況につ

いて週1回を基準として、官側への報告を実施すること。なお、緊急を要する事項については速やかに報告すること。

4.3 プロジェクト全体管理支援

4.3.1 対象事業

令和7年度、8年度において、以下の各事業におけるプロジェクト管理を支援すること。なお、各事業においては、複数の事業者が受託している。そのため、プロジェクト管理の支援を行うにあたって、各事業を受託している事業者の責任分界点や、適時適切な事業者間の情報共有の実現に留意すること。また、以下の事業のうち**b)**、**j)**、**k)**の事業については、変更契約を予定している。主な変更契約の概要については、注釈を参照すること。

(令和7年度の管理対象事業)

- a) 防衛省OAシステム基盤の借上(03換装)
- b) 防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務
※防衛省OAシステム基盤の借上(07端末増設)に伴い役務員の増員を予定
- c) 防衛省OAシステム基盤の運用管理役務
- d) 防衛省OAシステム基盤の借上(05端末増設)
- e) 次期防衛省OAシステム基盤の設計役務(その2)

(令和8年度の管理対象事業)

- f) 防衛省OAシステム基盤のデータ移行支援役務
- g) 防衛省OAシステム基盤の撤去役務
- h) 防衛省OAシステム基盤の運用管理役務(08運用)
- i) 防衛省OAシステム基盤の借上(08端末増設)

(令和7年度及び8年度の管理対象事業)

- j) 防衛省OAシステム基盤(設置機材の維持管理)
※現行省OAの運用継続及び次期省OAの設置に係る設置場所の追加を予定
- k) 防衛省OAシステム基盤(設置機材の維持管理)(その2)
※現行省OAの運用継続及び次期省OAの設置に係る設置場所の追加を予定
- l) 防衛省OAシステム基盤の借上(04増設)
- m) 防衛省OAシステム基盤の借上(05増設)
- n) 防衛省OAシステム基盤の借上(06端末増設)
- o) 防衛省OAシステム基盤の借上(06増設)
- p) 防衛省OAシステム基盤のTeams機能の利用に係る導入・維持管理支援役務
- q) 防衛省OAシステム基盤の借上(07端末増設)
- r) 防衛省OAシステム基盤の借上(08換装)
- s) 防衛省OAシステム基盤の借上(07延長)
- t) 防衛省OAシステム基盤の借上(05端末増設)(07延長)
- u) 防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務(07延長)
- v) 防衛省OAシステム基盤の運用管理役務(07延長)
- w) 防衛省OAシステム基盤の借上(06端末増設)(08延長)

x) 防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）

y) インターネット回線の維持管理役務

4.3.2 会議等への参加及び官側への技術的な助言

各事業において実施される会議体に参加し、各事業者への是正指示・助言等を行い、官側の支援をすること。その際、各業者に対して官側のニーズや要望事項を具体的に理解させるよう留意するとともに、必要に応じ、設定すべきパラメータ値等の技術的な内容についても具体的な提案を行うこと。また、各役務業者が作成する議事録の内容を確認し、不備があった場合には指摘・修正を行うこと。各年度において実施が想定される会議体については表 4-1のとおり。

なお、No.6～9、No.17～25の事業においては、受託事業者において策定される作業実施計画書等によって会議体が定められるため、増加する可能性があることに留意すること。

表 4-1 本役務で出席を求める各プロジェクトの会議体（想定）

No.	対象年度		各事業	会議体	概要（頻度）
	R 7	R 8			
1	○	—	防衛省OAシステム 基盤の借上（03換 装）	保守定例会議	保守対応に関する進捗報告 （週次）
2	○	—	防衛省中央OAネッ トワーク・システム の運用管理役務	運用定例会議	週単位の運用状況に関する 進捗報告（週次）
				運用月次定例	月単位の運用状況に関する 状況報告（月次）
				運用年次定例	年単位の運用状況に関する 状況報告（年次）
				その他会議	運用役務の実施する会議体 （不定期）
3	○	—	防衛省OAシステム 基盤の運用管理役務	運用週次定例	週単位の運用状況に関する 状況報告（週次）
				運用月次定例	月単位の運用状況に関する 状況報告（月次）
				運用年次定例	年単位の運用状況に関する 状況報告（年次）
				その他会議	運用役務の実施する会議体 （不定期）
4	○	—	省OAシステム基盤 端末増設事業者（0 5 端末増設）	保守定例会議	保守対応に関する進捗報告 （週次）

表 4-1 本役務で出席を求める各プロジェクトの会議体（想定）（続き）

No.	対象年度		各事業	会議体	概要（頻度）
	R 7	R 8			
5	○	—	次期防衛省OAシステム基盤の設計役務（その2）	進捗会議	移行・運用設計に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	移行・運用設計に関する検討会議（週次）
				調整会議	移行・運用設計に関する調整会議（不定期）
				その他会議	設計役務の実施する会議体（不定期）
6	—	○	防衛省OAシステム基盤のデータ移行支援役務	進捗会議	データ移行に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	データ移行に関する検討会議（週次）
				調整会議	データ移行に関する調整会議（不定期）
				その他会議	データ移行役務事業者の実施する会議体（不定期）
7	—	○	防衛省OAシステム基盤の撤去役務	進捗会議	撤去に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	撤去に関する検討会議（週次）
				調整会議	撤去に関する調整会議（不定期）
				その他会議	撤去役務事業者の実施する会議体（不定期）
8	—	○	防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（O8運用）	運用週次定例	週単位の運用状況に関する状況報告（週次）
				運用月次定例	月単位の運用状況に関する状況報告（月次）
				運用年次定例	年単位の運用状況に関する状況報告（年次）
				その他会議	運用役務の実施する会議体（不定期）

表 4-1 本役務で出席を求める各プロジェクトの会議体（想定）（続き）

No.	対象年度		各事業	会議体	概要（頻度）
	R 7	R 8			
9	—	○	防衛省OAシステム 基盤（08 端末増 設）	進捗会議	増設に関する進捗報告（週 次）
				個別検討会議	増設に関する検討会議（週 次）
				保守定例会議	保守対応に関する進捗報告 （隔週）
				その他会議	設計役務の実施する会議体 （不定期）
10	○	○	防衛省OAシステム 基盤（設置機材の維 持管理）	進捗会議	次期防衛省OAシステム基 盤の設置場所の事前準備に 係る進捗報告（週次）
				役務報告会議	不定期開催
11	○	○	防衛省OAシステム 基盤（設置機材の維 持管理）（その2）	進捗会議	次期防衛省OAシステム基 盤の設置場所の事前準備に 係る進捗報告（週次）
				役務報告会議	不定期開催
12	○	○	防衛省OAシステム 基盤の借上（04 増 設）	保守定例会議	保守対応に関する進捗報告 （隔週）
13	○	○	防衛省OAシステム 基盤増設事業者（0 5 増設）	保守定例会議	保守対応に関する進捗報告 （隔週）
14	○	○	防衛省OAシステム 基盤端末増設事業者 （06 端末増設）	保守定例会議	保守対応に関する進捗報告 （週次）
15	○	○	防衛省OAシステム 基盤増設事業者（0 6 増設）	保守定例会議	保守対応に関する進捗報告 （隔週）
16	○	○	防衛省OAシステム 基盤のT e a m s 機 能の利用に係る導 入・維持管理支援役 務	進捗会議	導入・維持管理に関する進 捗報告（週次）
				個別検討会議	導入・維持管理に関する検 討会議（週次）
				その他会議	導入・維持管理支援役務の 実施する会議体（不定期）

表 4-1 本役務で出席を求める各プロジェクトの会議体（想定）（続き）

No.	対象年度		各事業	会議体	概要（頻度）
	R 7	R 8			
17	○	○	防衛省OAシステム 基盤端末増設事業者 （07 端末増設）	進捗会議	設計に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	設計に関する検討会議（週次）
				保守定例会議	保守対応に関する進捗報告（週次）
				その他会議	設計役務の実施する会議体（不定期）
18	○	○	防衛省OAシステム 基盤の借上（08 換装）	進捗会議	設置・調整に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	設置・調整に関する検討会議（週次）
				調整会議	設置・調整に関する調整会議（不定期）
				保守定例会議	保守対応に関する進捗報告（隔週）
				その他会議	設計役務事業者の実施する会議体（不定期）
19	○	○	防衛省OAシステム 基盤の借上（07 延長）	進捗会議	延長に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	延長に関する検討会議（週次）
				保守定例会議	保守対応に関する進捗報告（隔週）
				その他会議	借上事業者の実施する会議体（不定期）
20	○	○	防衛省OAシステム 基盤の借上（05 端末増設）（07 延長）	進捗会議	延長に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	延長に関する検討会議（週次）
				保守定例会議	保守対応に関する進捗報告（隔週）
				その他会議	借上事業者の実施する会議体（不定期）

表 4-1 本役務で出席を求める各プロジェクトの会議体（想定）（続き）

No.	対象年度		会議体	会議体	概要（頻度）
	R 7	R 8			
2 1	○	○	防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務（07延長）	運用週次定例	週単位の運用状況に関する状況報告（週次）
				運用月次定例	月単位の運用状況に関する状況報告（月次）
				運用年次定例	年単位の運用状況に関する状況報告（年次）
				その他会議	運用役務の実施する会議体（不定期）
2 2	○	○	防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（07延長）	運用週次定例	週単位の運用状況に関する状況報告（週次）
				運用月次定例	月単位の運用状況に関する状況報告（月次）
				運用年次定例	年単位の運用状況に関する状況報告（年次）
				その他会議	運用役務の実施する会議体（不定期）
2 3	○	○	防衛省OAシステム基盤の借上（06端末増設）（08延長）	進捗会議	延長に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	延長に関する検討会議（週次）
				保守定例会議	保守対応に関する進捗報告（隔週）
				その他会議	借上事業者の実施する会議体（不定期）
2 4	○	○	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）	進捗会議	延長に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	延長に関する検討会議（週次）
				保守定例会議	保守対応に関する進捗報告（隔週）
				その他会議	借上事業者の実施する会議体（不定期）

表 4-1 本役務で出席を求める各プロジェクトの会議体（想定）（続き）

No.	対象年度		会議体	会議体	概要（頻度）
	R 7	R 8			
25	○	○	インターネット回線の維持管理役務	進捗会議	回線敷設や維持管理に関する進捗報告（週次）
				個別検討会議	回線敷設や維持管理に関する検討会議（週次）
				役務報告会議	維持管理役務に係る報告会（不定期）
				その他会議	維持管理役務の実施する会議体（不定期）

4.3.3 作業実施計画書等の確認

- a) 各事業者が官側へ提出する作業実施計画書，作業実施要領書等についてレビューを実施し，記載事項の妥当性確認を行うとともに，見直しが必要と判断した場合は，必要な見直しの内容について官側への提案を行うこと。
- b) 各事業者による見直しが発生した場合には，指摘事項が適切に修正されているか，再度確認を行うこと。

4.3.4 対象事業のプロジェクト管理

4.3.1に示す対象事業について，以下のプロジェクト管理支援を実施すること。実施に当たっては，省OA関連事業の状況報告に基づき，各事業において想定される課題一覧を契約締結後4週間以内に一覧化し，官側に提出すること。また，各事業者に当該課題を共有し，対応策を協力して検討すること。

a) 工程管理

- 1) 工程管理支援業務を実施することにより，官側としての役割を担い，官側に対して積極的な提案及び支援を行うとともに，各事業者に対して適切な指導及び助言を行うこと。
- 2) プロジェクト全体における各事業者の作業分担等を明確にするための調整支援を行うこと。
- 3) 各事業者の作業において，現行システムに対する設定変更作業等を実施する場合は，運用中断を生じさせない方法及び手順とすることを追求し，必要に応じて，各事業者の作業スケジュール，体制，手順等に是正指示を行うこと。
- 4) 各事業者が作成したスケジュールについて，スケジュール上の不整合等が発生しないように，必要に応じて，全体スケジュールとして整理すること。また，各事業者の作成したスケジュールに対しては，必要な作業が網羅されているか，複数の調達間で不整合が生じていないか等の観点から評価を行い，必要に応じて指導及び助言を行うこと。
- 5) 各事業者のプロジェクト運営において，納期や品質に係る甚大な問題が生じることが予見できた場合は，各事業者には是正指示を行い，未然に防ぐよう努めること。また，生じてしまった際には，各事業者と協力し，当該問題の解決を支援すること。

b) リスク管理

- 1) プロジェクト全体及びプロジェクトに関係する各作業工程において、リスクの特定、分析及び評価を行い、プロジェクト遂行を阻害する可能性のあるリスクが認められた場合には、各事業者において定める実施要領等に基づいて管理を行うとともに、必要に応じて、事業者におけるリスク管理に対して指導及び助言を行い **4.3.3 作業実施計画書等の確認**と併せて見直しを支援すること。
- 2) 各調達間を跨ぎ、官側において対応すべき課題が発生した場合は、確認及び取りまとめを行い、対応策を検討のうえ、官側及び各事業者に助言し、課題解決の支援を行うこと。

c) 課題管理

- 1) プロジェクト全体にわたる課題及びプロジェクトに関係する各事業者の実施する作業に発生した課題について、各事業者において定める実施要領等に基づいて管理を行うとともに、必要に応じて、事業者における課題管理に対して指導及び助言を行い **4.3.3 作業実施計画書等の確認**と併せて見直しを支援すること。また、発生した課題の根本的な要因の分析や関係する課題の整理を行い、それらの解決に向けて主体的に取り組み、官側に対する提案等の適切な支援を行うこと。
- 2) 1)に加え、プロジェクト遂行上で発生した官側が対応・検討すべき課題及びT o D oについて、管理を行うこと。また、課題においては解決に向けて官側に対する提案等の適切な支援を行うとともに、T o D oは対応期限を明確にし、官側に対して定期的に情報共有を図るなど、プロジェクトを円滑に推進するための支援を行うこと。

d) 変更管理

各事業者の作成する提出物等について、プロジェクトに影響を与える事項に変更を行う場合には、各事業者において定める実施要領等に基づき管理を行うとともに、必要に応じて、事業者における変更管理に対して指導及び助言を行い **4.3.3 作業実施計画書等の確認**と併せて見直しを支援すること。

e) 実施体制の評価

各事業者の実施体制について、プロジェクトの進行並びに省O Aの運用及びユーザの業務に支障を与える等の問題がないか評価すること。また、問題のある事業者が存在する場合は、当該事業者の体制・計画の改善・強化の必要性と対策について、官側並びに当該事業者へ提示し、官側の行う当該事業者との調整・交渉を支援すること。

f) 品質管理

各事業者が作成した成果物について、品質検証及び技術的な観点からのレビューを行い、問題がある場合は、各事業者へレビュー指摘表等を用いて指摘を行う等、解決に向け官側に対する適切な支援を行うこと。また、必要に応じて、事業者における品質管理プロセスに対して指導及び助言を行い **4.3.3 作業実施計画書等の確認**と併せて見直しを支援すること。

- 1) レビュー指摘により各事業者が対応した後は、再度成果物のレビューを行い、指摘事項が適切に修正されているか確認を行うこと。
- 2) 各事業者から提出が想定される成果物の例については、**表 4-2**のとおり。なお、あくまで想定であることに留意し、各事業者から提出される成果物のレビューを実施すること。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
1	防衛省OAシステム基盤の借上（03換装）	保守点検実施計画書	保守にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。
		障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
2	防衛省中央OA ネットワーク・シ ステムの運用管理 役務	システム利用状況報 告書	役務員が実施する役務作業項目および概 要を網羅した内容を記載したもの。
		役務実施週報	週次で集計した以下の内容を記載したも の。 ①障害発生件数及び障害対応件数 ②申請受付件数及び対応件数 ③インシデント発生件数及び対応件数
		役務実施月報	月次で集計した以下の内容を記載したも の。 ①作業項目、作業詳細、受付日時、作業 時間、対応者名、依頼部署名、完了日時 等を記載した一覧表 ②申請受付件数及び対応件数、インシデ ント発生件数及び対応件数、障害発生件 数及び障害対応件数、ファイルサーバの ディスク使用量、プリンタ類印刷枚数、 メール送受信件数、各役務員の勤務時間 及び役務員全体の作業工数、システムの 稼働率、SLAの対応状況を記載した集 計表 ③トラフィック情報の分析結果、各取得 ログの分析結果
		役務実施年間報告書	役務実施月報の記載項目を総括した内容 を基準とし、年間報告として記載したも の。
		障害対応等報告書	役務員の責に帰すべき障害の場合に、以 下の内容を記載したもの。 ①発生日時 ②内容及び原因 ③処置内容及び実施者 ④復旧日時等
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したも の。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
3	防衛省OAシステム基盤の運用管理 役務	システム利用状況報告書	役務員が実施する役務作業項目および概要を網羅した内容を記載したもの。
		役務実施週報	週次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①障害発生件数及び障害対応件数 ②申請受付件数及び対応件数 ③インシデント発生件数及び対応件数
		役務実施月報	月次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①作業項目、作業詳細、受付日時、作業時間、対応者名、依頼部署名、完了日時等を記載した一覧表 ②申請受付件数及び対応件数、インシデント発生件数及び対応件数、障害発生件数及び障害対応件数、ファイルサーバのディスク使用量、プリンタ類印刷枚数、メール送受信件数、各役務員の勤務時間及び役務員全体の作業工数、システムの稼働率、SLAの対応状況を記載した集計表 ③トラフィック情報の分析結果、各取得ログの分析結果
		役務実施年間報告書	役務実施月報の記載項目を総括した内容を基準とし、年間報告として記載したもの。
		障害対応等報告書	役務員の責に帰すべき障害の場合に、以下の内容を記載したもの。 ①発生日時 ②内容及び原因 ③処置内容及び実施者 ④復旧日時等
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
4	防衛省OAシステム基盤の借上 （05 端末増設）	保守点検実施計画書	保守点検にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守点検にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。
		障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
5	次期防衛省OA システム基盤の 設計役務（その 2）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール（WBS含む） ④成果物 ⑤設計手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		防衛省OAシステム 基盤移行計画書案	以下の項目を記載したもの。 ①移行対象データ ②移行対象データ量 ③移行方式（移行段階のシステム構成含む）
		防衛省OAシステム 基盤の運用設計書	以下の項目を記載したもの。 ①運用管理対象 ②運用体制 ③運用業務 ④定期作業（日次、月次、四半期、半期 および年次作業） ⑤不定期作業 ⑥SLA案 ⑦稼働報告
		端末等展開スケ ジュール案	防衛省OAシステム基盤の借上（08換 装）における各拠点の端末及び無線AP 等の設置する台数及びスケジュールが記 載されたもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
5 (続き)	次期防衛省OAシステム基盤の設計 役務（その2） (続き)	機器配置図（更新版）	各課室単位の端末（周辺機器含む）プリンタ，無線AP等の展開対象機器の配置場所が記載されたもの。
		運用作業実施スケジュール案	運用設計書の内容を基に運用作業における，実施スケジュール等を示したもの。
		運用業務一覧	以下の項目を記載したもの。 ①業務名 ②業務概要 ③業務頻度（日次，月次，四半期，半期，年次および随時等） ④担当者（主担当者，支援者，保守事業者及び関連事業者等）
		運用業務フロー図	運用設計書及び運用業務一覧に記載した業務をフロー図として記載したもの。
		運用管理台帳案	運用設計書及び運用業務一覧に記載した業務に必要な管理台帳案を記載したもの。
		運用管理要綱案	運用設計書等を基に組織向け管理策を実行するためのユーザ向け運用管理要綱案およびシステム管理者向け運用管理要綱案を記載したもの。
		運用継続計画（改定案）	次期システムの運用を継続するために定めるBCPマニュアルの案。
		防衛省業務継続計画（改定案）	防衛省において定める業務継続計画に対して次期システムを踏まえた改定内容を検討した案。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
6	防衛省OAシステム基盤のデータ移行支援役務	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール（WBS含む） ④成果物 ⑤移行手法・方針等 ⑥切り替え方式等

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
6 (続き)	防衛省OAシステム基盤のデータ移行支援役務 (続き)	作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		データ移行手順書	各移行対象にかかる移行手順を記載したもの。
		データ移行マニュアル	ユーザ自身で実施するデータ移行方法を記載したもの。
		データ移行実施結果報告書	データ移行の実施内容、作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
7	防衛省OAシステム基盤の撤去役務	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール（WBS含む） ④成果物 ⑤撤去方針 ⑤撤去作業の内容 ⑥撤去の完了基準

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
7 (続き)	防衛省OAシステム基盤の撤去役務 (続き)	作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業実施結果報告書	役務の作業結果を取り纏めたもの。撤去 確認書及び撤去対象機器リストを添付す る。
		撤去確認書（様式）	対象機器を移動する際、課室単位に以下 の項目を記載したもの。 ①引き取り場所 ②撤去項目 ③撤去数量 ④撤去実施者 ⑤撤去完了日 ⑥立会者確認押印欄
		データ消去及び破壊 証明書（様式）	以下のエビデンス。 ①ソフトウェア消去の結果ログ（写真 可） ②物理破壊の破壊前後写真 ③初期化のログ（写真可）
		撤去対象機器リスト	対象機器の製品名、型番、数量及び情報 の消去方法等を記載したもの。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したも の。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
8	防衛省OAシステム基盤の運用管理 役務（08運用）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤運用業務フロー等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		システム利用状況報告書	役務員が実施する役務作業項目および概要を網羅した内容を記載したもの。
		役務実施週報	週次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①障害発生件数及び障害対応件数 ②申請受付件数及び対応件数 ③インシデント発生件数及び対応件数

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
8 (続き)	防衛省OAシステム基盤の運用管理 役務（08運用） (続き)	役務実施月報	月次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①作業項目，作業詳細，受付日時，作業時間，対応者名，依頼部署名，完了日時等を記載した一覧表 ②申請受付件数及び対応件数，インシデント発生件数及び対応件数，障害発生件数及び障害対応件数，ファイルサーバのディスク使用量，プリンタ類印刷枚数，メール送受信件数，各役務員の勤務時間及び役務員全体の作業工数，システムの稼働率，SLAの対応状況を記載した集計表 ③トラフィック情報の分析結果，各取得ログの分析結果
		役務実施年間報告書	役務実施月報の記載項目を総括した内容を基準とし，年間報告として記載したもの。
		障害対応等報告書	役務員の責に帰すべき障害の場合に，以下の内容を記載したもの。 ①発生日時 ②内容及び原因 ③処置内容及び実施者 ④復旧日時等
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
9	防衛省OAシステム基盤の借上（08端末増設）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置，設定，構築手法等

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
9 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（08 端末増設） (続き)	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置、設定、構築手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	設置・調整等の各種作業について、実施日、作業者、作業結果を記載したもの。
		システム構成書	ハードウェア構成、ソフトウェア構成、ネットワーク構成、システム構成図、ネットワーク配線図および各要件の実現方法について記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容、スケジュールを記載したもの。
		試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
9 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（08 端末増設） (続き)	試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		動作確認実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①スケジュール（案） ②確認項目（案） ③確認手順（案）
		動作確認実施成績書	動作確認実施要領書の確認手順に沿って実施した結果を記載したもの。
		システム設定書	ハードウェア設定、ソフトウェア設定（BIOS 設定およびOS 設定含む）、ネットワーク設定、セキュリティ設定及びアカウント設定等について網羅的に記載したもの。
		システム取扱説明書（ユーザ）	防衛省OAシステム基盤（08 端末増設）を利用するにあたり、一般ユーザ向けの各機能に関する手順を記載したもの。
		システム取扱説明書（管理者）	防衛省OAシステム基盤（08 端末増設）を利用するにあたり、管理者向けに運用役務及び保守役務の業務を遂行するために必要となる各機能に関する手順を記載したもの。
		構成品取扱説明書	賃貸借物品に附属する取扱説明書。
		賃貸借物品一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（08 端末増設）の賃貸借物品一覧。
		ソフトウェアライセンス証書	防衛省OAシステム基盤の借上（08 端末増設）のCOTSソフトウェアのライセンス内容及びライセンス数が確認できるもの。
		ソフトウェア一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（08 端末増設）のソフトウェアライセンス証書の内訳の数量が確認できるもの。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
9 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（08 端末増設） (続き)	保守実施計画書	保守にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の内容 ②実施体制 ③情報保証管理体制 ④マイルストーンおよびスケジュール
		保守実施要領書	保守にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検実施計画書	保守点検にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守点検にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
9 (続き)	防衛省 O A システム基盤の借上（08 端末増設） (続き)	障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
10	防衛省 O A システム基盤（設置機材の維持管理）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール（W B S 含む） ④成果物 ⑤手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
10 (続き)	防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理） (続き)	試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		月次報告書	障害報告を含む業務内容の実施結果を記載する。
		年間報告書	月次報告の項目の総括。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
11	防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理）（その2）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール（WBS含む） ④成果物 ⑤手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
1 1 (続き)	防衛省 O A システム基盤（設置機材の維持管理）（その 2） (続き)	試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		月次報告書	障害報告を含む業務内容の実施結果を記載する。
		年間報告書	月次報告の項目の総括。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
1 2	防衛省 O A システム基盤の借上（04 増設）	保守点検実施計画書	保守点検にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守点検にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
1 2 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設） (続き)	障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
1 3	防衛省OAシステム基盤の借上（05増設）	保守点検実施計画書	保守点検にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守点検にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
1 3 (続き)	防衛省 O A システム基盤の借上（05 増設） (続き)	障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
1 4	防衛省 O A システム基盤の借上（06 端末増設）	保守実施計画書	保守にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の内容 ②実施体制 ③情報保証管理体制 ④マイルストーンおよびスケジュール
		保守実施要領書	保守にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
14 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（06 端末増設） (続き)	保守点検実施計画書	保守点検にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守点検にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。
		障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
15	防衛省OAシステム基盤の借上（06増設）	保守実施計画書	保守にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の内容 ②実施体制 ③情報保証管理体制 ④マイルストーンおよびスケジュール
		保守実施要領書	保守にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検実施計画書	保守点検にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守点検にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
15 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（06増設） (続き)	障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
16	防衛省OAシステム基盤のTeams機能の利用に係る導入・維持管理支援役務	週次報告書	週次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①役務の対応件数 ②問い合わせの発生件数，処理件数，内容，件数推移，申請対応の件数，処理件数の分析結果 ③障害管理 ④問題管理 ⑤変更管理 ⑥リリース管理 ⑦構成管理 ⑧保全管理 ⑨セキュリティ管理

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
16 (続き)	防衛省OAシステム基盤のTeams機能の利用に係る導入・維持管理支援役務 (続き)	月次報告書	月次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①役務の対応件数 ②問い合わせの発生件数，処理件数，内容，件数推移，申請対応の件数，処理件数の分析結果 ③障害管理 ④問題管理 ⑤変更管理 ⑥リリース管理 ⑦構成管理 ⑧保全管理 ⑨セキュリティ管理
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
17	防衛省OAシステム基盤の借上（07端末増設）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置，設定，構築手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	設置・調整等の各種作業について，実施日，作業者，作業結果を記載したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
17 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（07 端末増設） (続き)	システム構成書	ハードウェア構成，ソフトウェア構成，ネットワーク構成，システム構成図，ネットワーク配線図および各要件の実現方法について記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容，スケジュールを記載したもの。
		試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		動作確認実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①スケジュール（案） ②確認項目（案） ③確認手順（案）
		動作確認実施成績書	動作確認実施要領書の確認手順に沿って実施した結果を記載したもの。
		防衛省OAシステム設定書（07 端末増設）	ハードウェア設定，ソフトウェア設定（BIOS設定およびOS設定含む），ネットワーク設定，セキュリティ設定及びアカウント設定等について網羅的に記載したもの。
		システム取扱説明書（ユーザ）	防衛省OAシステム基盤（07 端末増設）を利用するにあたり，一般ユーザ向けの各機能に関する手順を記載したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
17 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（07 端末増設） (続き)	システム取扱説明書 (管理者)	防衛省OAシステム基盤（07 端末増設）を利用するにあたり、管理者向けに運用役務及び保守役務の業務を遂行するために必要となる各機能に関する手順を記載したもの。
		構成品取扱説明書	賃貸借物品に附属する取扱説明書。
		賃貸借物品一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（07 端末増設）の賃貸借物品一覧。
		ソフトウェアライセンス証書	防衛省OAシステム基盤の借上（07 端末増設）のCOTSソフトウェアのライセンス内容及びライセンス数が確認できるもの。
		ソフトウェア一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（07 端末増設）のソフトウェアライセンス証書の内訳の数量が確認できるもの。
		保守実施計画書	保守にあたり、作業概要や体制、スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の内容 ②実施体制 ③情報保証管理体制 ④マイルストーンおよびスケジュール
		保守実施要領書	保守にあたり、保守点検の範囲、体制、手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
17 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（07 端末増設） (続き)	保守点検実施計画書	保守点検にあたり，作業概要や体制，スケジュール等が記載された計画書。 原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の内容 ②実施体制 ③作業による影響 ④スケジュール
		保守点検実施要領書	保守点検にあたり，保守点検の範囲，体制，手順及び動作確認方法等について定めた要領。原則として以下の項目が含まれる。 ①保守点検の範囲 ②保守体制 ③対応手順 ④動作確認方法 ⑤保全管理
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。
		障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
18	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置、設定、構築手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	設置・調整等の各種作業について、実施日、作業者、作業結果を記載したもの。
		システム構成書	クラウドサービス構成，ハードウェア構成，ソフトウェア構成，ネットワーク構成，システム構成図，ネットワーク配線図および各要件の実現方法について記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容，スケジュールを記載したもの。
		試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
18 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装） (続き)	試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		動作確認実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①スケジュール（案） ②確認項目（案） ③確認手順（案）
		動作確認実施成績書	動作確認実施要領書の確認手順に沿って実施した結果を記載したもの。
		防衛省OAシステム設定書	クラウドサービス設定，ハードウェア設定，ソフトウェア設定（BIOS設定およびOS設定含む），ネットワーク設定，セキュリティ設定及びアカウント設定等について網羅的に記載したもの。
		システム取扱説明書（ユーザ）	防衛省OAシステム基盤（08換装）を利用するにあたり，一般ユーザ向けの各機能に関する手順を記載したもの。
		システム取扱説明書（管理者）	防衛省OAシステム基盤（08換装）を利用するにあたり，管理者向けに運用役務及び保守役務の業務を遂行するために必要となる各機能に関する手順を記載したもの。
		構成品取扱説明書	賃貸借物品に附属する取扱説明書。
		賃貸借物品一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）の賃貸借物品一覧。
		ソフトウェアライセンス証書	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）のCOTSソフトウェアのライセンス内容及びライセンス数が確認できるもの。
		ソフトウェア一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）のソフトウェアライセンス証書の内訳の数量が確認できるもの。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
18 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装） (続き)	保守実施計画書	保守期間における保守の内容，実施体制 実施項目，実施方法を取りまとめた資料。
		保守実施要領書	保守期間における保守の範囲，保守体制， 保全管理を取りまとめた資料。
		保守点検実施計画書	保守期間の年度単位における作業として， 年間保守作業計画，保守体制，保守 マニュアル等を取りまとめた資料。
		保守点検実施要領書	保守点検の年度単位における範囲，保守 体制，対応手順，動作確認方法，保全管 理を取りまとめた資料。
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技 術者名や作業時間が記載された報告書。
		障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された 報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
19	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置，設定，構築手法等

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
19 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長） (続き)	作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	設置・調整等の各種作業について、実施日、作業者、作業結果を記載したもの。
		システム構成書	ハードウェア構成、ソフトウェア構成、ネットワーク構成、システム構成図、ネットワーク配線図および各要件の実現方法について記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容、スケジュールを記載したもの。
		試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		動作確認実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①スケジュール（案） ②確認項目（案） ③確認手順（案）

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
19 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長） (続き)	動作確認実施成績書	動作確認実施要領書の確認手順に沿って実施した結果を記載したもの。
		システム設定書	ハードウェア設定，ソフトウェア設定（BIOS設定およびOS設定含む），ネットワーク設定，セキュリティ設定及びアカウント設定等について網羅的に記載したもの。
		システム取扱説明書（ユーザ）	防衛省OAシステム基盤（07延長）を利用するにあたり，一般ユーザ向けの各機能に関する手順を記載したもの。
		システム取扱説明書（管理者）	防衛省OAシステム基盤（07延長）を利用するにあたり，管理者向けに運用役務及び保守役務の業務を遂行するために必要となる各機能に関する手順を記載したもの。
		構成品取扱説明書	賃貸借物品に附属する取扱説明書。
		賃貸借物品一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長）の賃貸借物品一覧。
		ソフトウェアライセンス証書	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長）のCOTSソフトウェアのライセンス内容及びライセンス数が確認できるもの。
		ソフトウェア一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長）のソフトウェアライセンス証書の内訳の数量が確認できるもの。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
		保守点検実施計画書	保守期間の年度単位における作業として，年間保守作業計画，保守体制，保守マニュアル等を取りまとめた資料。
		保守点検実施要領書	保守点検の年度単位における範囲，保守体制，対応手順，動作確認方法，保全管理を取りまとめた資料。
		保守点検報告書	保守点検の実施内容，作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
19 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長） (続き)	障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
20	防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）（07延長）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置，設定，構築手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	設置・調整等の各種作業について，実施日，作業者，作業結果を記載したもの。
		システム構成書	ハードウェア構成，ソフトウェア構成，ネットワーク構成，システム構成図，ネットワーク配線図および各要件の実現方法について記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容，スケジュールを記載したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
20 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（05 端末増設）（07 延長） (続き)	試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		動作確認実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①スケジュール（案） ②確認項目（案） ③確認手順（案）
		動作確認実施成績書	動作確認実施要領書の確認手順に沿って実施した結果を記載したもの。
		システム設定書	ハードウェア設定、ソフトウェア設定（BIOS設定およびOS設定含む）、ネットワーク設定、セキュリティ設定及びアカウント設定等について網羅的に記載したもの。
		システム取扱説明書（ユーザ）	防衛省OAシステム基盤（05 端末増設）（07 延長）を利用するにあたり、一般ユーザ向けの各機能に関する手順を記載したもの。
		システム取扱説明書（管理者）	防衛省OAシステム基盤（05 端末増設）（07 延長）を利用するにあたり、管理者向けに運用役務及び保守役務の業務を遂行するために必要となる各機能に関する手順を記載したもの。
		構成品取扱説明書	賃貸借物品に附属する取扱説明書。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

20 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（05 端末増設）（07 延長） (続き)	賃貸借物品一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（05 端末増設）（07 延長）の賃貸借物品一覧。
		ソフトウェアライセンス証書	防衛省OAシステム基盤の借上（05 端末増設）（07 延長）のCOTSソフトウェアのライセンス内容及びライセンス数が確認できるもの。
		ソフトウェア一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（05 端末増設）（07 延長）のソフトウェアライセンス証書の内訳の数量が確認できるもの。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
		保守点検実施計画書	保守期間の年度単位における作業として、年間保守作業計画、保守体制、保守マニュアル等を取りまとめた資料。
		保守点検実施要領書	保守点検の年度単位における範囲、保守体制、対応手順、動作確認方法、保全管理を取りまとめた資料。
		保守点検報告書	保守点検の実施内容、作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。
		障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
21	防衛省中央OA ネットワーク・シ ステムの運用管理 役務（07延長）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤運用業務フロー等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		システム利用状況報 告書	役務員が実施する役務作業項目および概 要を網羅した内容を記載したもの。
		役務実施週報	週次で集計した以下の内容を記載したも の。 ①障害発生件数及び障害対応件数 ②申請受付件数及び対応件数 ③インシデント発生件数及び対応件数

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
21 (続き)	防衛省中央OA ネットワーク・シ ステムの運用管理 役務（07延長） (続き)	役務実施月報	月次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①作業項目，作業詳細，受付日時，作業時間，対応者名，依頼部署名，完了日時等を記載した一覧表 ②申請受付件数及び対応件数，インシデント発生件数及び対応件数，障害発生件数及び障害対応件数，ファイルサーバのディスク使用量，プリンタ類印刷枚数，メール送受信件数，各役務員の勤務時間及び役務員全体の作業工数，システムの稼働率，SLAの対応状況を記載した集計表 ③トラフィック情報の分析結果，各取得ログの分析結果
		役務実施年間報告書	役務実施月報の記載項目を総括した内容を基準とし，年間報告として記載したもの。
		障害対応等報告書	役務員の責に帰すべき障害の場合に，以下の内容を記載したもの。 ①発生日時 ②内容及び原因 ③処置内容及び実施者 ④復旧日時等
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
2 2	防衛省 O A システム 基盤の運用管理 役務（07 延長）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤運用業務フロー等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		システム利用状況報告書	役務員が実施する役務作業項目および概要を網羅した内容を記載したもの。
		役務実施週報	週次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①障害発生件数及び障害対応件数 ②申請受付件数及び対応件数 ③インシデント発生件数及び対応件数

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
22 (続き)	防衛省OAシステム基盤の運用管理 役務（07延長） (続き)	役務実施月報	月次で集計した以下の内容を記載したもの。 ①作業項目，作業詳細，受付日時，作業時間，対応者名，依頼部署名，完了日時等を記載した一覧表 ②申請受付件数及び対応件数，インシデント発生件数及び対応件数，障害発生件数及び障害対応件数，ファイルサーバのディスク使用量，プリンタ類印刷枚数，メール送受信件数，各役務員の勤務時間及び役務員全体の作業工数，システムの稼働率，SLAの対応状況を記載した集計表 ③トラフィック情報の分析結果，各取得ログの分析結果
		役務実施年間報告書	役務実施月報の記載項目を総括した内容を基準とし，年間報告として記載したもの。
		障害対応等報告書	役務員の責に帰すべき障害の場合に，以下の内容を記載したもの。 ①発生日時 ②内容及び原因 ③処置内容及び実施者 ④復旧日時等
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
23	防衛省OAシステム基盤の借上（06端末増設）（08延長）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置，設定，構築手法等

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
23 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（06 端末増設）（08 延長） (続き)	作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	設置・調整等の各種作業について、実施日、作業者、作業結果を記載したもの。
		システム構成書	ハードウェア構成、ソフトウェア構成、ネットワーク構成、システム構成図、ネットワーク配線図および各要件の実現方法について記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容、スケジュールを記載したもの。
		試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		動作確認実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①スケジュール（案） ②確認項目（案） ③確認手順（案）

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
23 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（06 端末増設）（08 延長） (続き)	動作確認実施成績書	動作確認実施要領書の確認手順に沿って実施した結果を記載したもの。
		システム設定書	ハードウェア設定，ソフトウェア設定（BIOS 設定およびOS 設定含む），ネットワーク設定，セキュリティ設定及びアカウント設定等について網羅的に記載したもの。
		システム取扱説明書（ユーザ）	防衛省OAシステム基盤（06 端末増設）（08 延長）を利用するにあたり，一般ユーザ向けの各機能に関する手順を記載したもの。
		システム取扱説明書（管理者）	防衛省OAシステム基盤（06 端末増設）（08 延長）を利用するにあたり，管理者向けに運用役務及び保守役務の業務を遂行するために必要となる各機能に関する手順を記載したもの。
		構成品取扱説明書	賃貸借物品に附属する取扱説明書。
		賃貸借物品一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（06 端末増設）（08 延長）の賃貸借物品一覧。
		ソフトウェアライセンス証書	防衛省OAシステム基盤の借上（06 端末増設）（08 延長）のCOTSソフトウェアのライセンス内容及びライセンス数が確認できるもの。
		ソフトウェア一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（06 端末増設）（08 延長）のソフトウェアライセンス証書の内訳の数量が確認できるもの。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
		保守実施計画書	保守期間における保守の内容，実施体制実施項目，実施方法を取りまとめた資料。
		保守実施要領書	保守期間における保守の範囲，保守体制，保全管理を取りまとめた資料。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
23 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（06 端末増設）（08 延長） (続き)	保守点検実施計画書	保守期間の年度単位における作業として、年間保守作業計画、保守体制、保守マニュアル等を取りまとめた資料。
		保守点検実施要領書	保守点検の年度単位における範囲、保守体制、対応手順、動作確認方法、保全管理を取りまとめた資料。
		保守点検報告書	保守点検の実施内容、作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。
		障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
24	防衛省OAシステム基盤の借上（04 増設）（08 延長）	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤設置、設定、構築手法等

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
24 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長） (続き)	作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	設置・調整等の各種作業について、実施日、作業者、作業結果を記載したもの。
		システム構成書	ハードウェア構成、ソフトウェア構成、ネットワーク構成、システム構成図、ネットワーク配線図および各要件の実現方法について記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容、スケジュールを記載したもの。
		試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		動作確認実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①スケジュール（案） ②確認項目（案） ③確認手順（案）

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
24 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長） (続き)	動作確認実施成績書	動作確認実施要領書の確認手順に沿って実施した結果を記載したもの。
		システム設定書	ハードウェア設定、ソフトウェア設定（BIOS設定およびOS設定含む）、ネットワーク設定、セキュリティ設定及びアカウント設定等について網羅的に記載したもの。
		システム取扱説明書（ユーザ）	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）を利用するにあたり、一般ユーザ向けの各機能に関する手順を記載したもの。
		システム取扱説明書（管理者）	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）を利用するにあたり、管理者向けに運用役務及び保守役務の業務を遂行するために必要となる各機能に関する手順を記載したもの。
		構成品取扱説明書	賃貸借物品に附属する取扱説明書。
		賃貸借物品一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）の賃貸借物品一覧。
		ソフトウェアライセンス証書	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）のCOTSソフトウェアのライセンス内容及びライセンス数が確認できるもの。
		ソフトウェア一覧表	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長）のソフトウェアライセンス証書の内訳の数量が確認できるもの。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。
		保守点検報告書	保守点検の実施内容、作業内容ごとの技術者名や作業時間が記載された報告書。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
24 (続き)	防衛省OAシステム基盤の借上（04増設）（08延長） (続き)	障害等報告書	障害等発生時に以下の内容が記載された報告書。 ①障害等内容 ②発生原因 ③処置内容 ④動作確認内容 ⑤構成の変更内容 ⑥支援内容 ⑦事後の対策 ⑧作業内容ごとの作業者名 ⑨作業時間
25	インターネット回線の維持管理役務	作業実施計画書	以下の項目を記載したもの。 ①作業概要 ②作業体制 ③スケジュール ④成果物 ⑤構築手法等
		作業実施要領書	以下の項目を記載したもの。 ①コミュニケーション管理 ②体制管理 ③工程管理 ④品質管理 ⑤リスク管理 ⑥課題管理 ⑦システム構成管理 ⑧変更管理 ⑨情報セキュリティ対策
		作業結果報告書	各種作業について、実施日、作業者、作業結果を記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容、スケジュールを記載したもの。

表 4-2 本役務でレビューする提出物の例（続き）

No.	各事業者	各事業者が作成する 成果物の例	概要
25 (続き)	インターネット回 線の維持管理役務 (続き)	作業結果報告書	各種作業について、実施日、作業者、作業結果を記載したもの。
		設置要領書	各作業場所に係る機器設置の内容、スケジュールを記載したもの。
		試験計画書	以下の項目を記載したもの。 ①目的 ②スケジュール ③実施体制 ④試験分類 ⑤試験範囲 ⑥試験項目 ⑦実施方法 ⑧合否判定基準 ⑨試験結果記録方法
		試験結果報告書	画面キャプチャやログデータ等の根拠を含めた試験結果を記載したもの。
		維持管理実施計画書	保守期間における保守の内容、実施体制 実施項目、実施方法を取りまとめた資料。
		維持管理実施要領書	保守期間における保守の範囲、保守体制、保全管理を取りまとめた資料。
		月次報告書	障害報告を含む業務内容の実施結果を記載する。
		年間報告書	月次報告の項目の総括。
		打ち合わせ議事録	会議開催時における議事を記録したもの。

4.3.5 納品成果物の検収支援

- a) 契約相手方は、4.3.4.f)の品質管理に加え、官側に納品される納品成果物の検収作業を支援し、問題がある場合は官側に報告するとともに、各事業者に改善を求めること。
- b) 改善要求に対する各事業者の対応が不十分な場合や、再納品まで時間を要する場合は、官側を含め、各事業者間との協議を行うこと。
- c) また、検収支援として、以下の事業に対して複数応札事業者が提出する同等品確認依頼書に対して、防衛省の要求事項が満たせる構成となっていることの確認を行い、結果を官に報告すること。なお、確認の結果、疑義が生じた場合は、確認事項を取り纏めたうえで応札事業者に対して確認を行うこと。

- 1) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０８換装）
- 2) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０８端末増設）
- 3) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０７延長）
- 4) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０５端末増設）（０７延長）
- 5) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０６端末増設）（０８延長）
- 6) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０４増設）（０８延長）

4.3.6 プロジェクト運営の評価

官側のプロジェクト運営や実施体制に問題があると認められる場合は、問題点及び改善策を官側へ提案すること。

4.4 令和７年度，８年度調達に係る支援

調達支援として作成する各事業の調達仕様書（案）の作成に当たっては、標準ガイドラインを基準とする。ただし、官側が提供する過去の調達仕様書等を参照し、必要な事項を漏れなく記載できる場合はその限りではない。また、防衛省における調達の手続きを把握した上で、手続き上生じる疑義の確認や仕様書（案）などに対する指摘事項に対する回答案の作成及び修正作業を実施すること。

4.4.1 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０８換装）の調達仕様書（案）等の修正に関する支援

令和６年度中に作成された防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０８換装）の調達仕様書（案）について、令和７年度に大臣承認を含めた調達手続きを実施する予定としている。手続き上生じる疑義の確認や仕様書（案）などに対する指摘事項に対する回答案の作成及び修正作業を実施すること。

4.4.2 インターネット回線の維持管理役務の調達仕様書（案）等の作成及び修正に関する支援

以下に留意しながらインターネット回線の維持管理役務の調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 次期防衛省ＯＡシステム基盤の設計で検討された設計の内容を踏まえ、必要な帯域を検討し、明記すること。
- b) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、インターネット回線に係る工事に向けたスケジュール及び次期省ＯＡの設置・調整期間を踏まえ、事業者が必要な期間が確保できるようスケジュールの概要を検討し、作成すること。
- c) 作成を支援するに当たって、必要に応じ次期防衛省ＯＡシステム基盤の設計役務（その２）の受託事業者や、次期防衛省ＯＡシステム基盤の借上事業者、次期省ＯＡ現行システムの関連事業者との各種調整や情報連携及び情報収集を行うこと。

4.4.3 防衛省ＯＡシステム基盤のデータ移行支援役務の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省ＯＡシステム基盤のデータ移行支援役務に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 次期防衛省ＯＡシステム基盤の設計役務（その２）で検討された移行設計の内容を踏まえた

仕様を検討すること。

- b) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、次期省OAの換装に向けたスケジュール及び現行省OAの借上期間を踏まえ、事業者が必要な期間が確保できるようスケジュールの概要を検討し、作成すること。
- c) 移行対象が防衛省OAシステム基盤と北関東・九州局OAシステムとなることに留意し、それぞれの移行対象及び移行時期について検討し、明記すること。
- d) 作成を支援するに当たって、必要に応じ次期防衛省OAシステム基盤の設計役務（その2）の受託事業者や、現行システム及び北関東・九州局OAシステムの関連事業者との各種調整や情報連携及び情報収集を行うこと。

4.4.4 防衛省OAシステム基盤の撤去役務の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省OAシステム基盤の撤去役務に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、撤去対象となる機器及び数量等を明記すること。
- b) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、次期システムの換装に向けたスケジュール及び現行システムの借上期間を踏まえ、事業者が必要な期間が確保できるよう移行スケジュールの概要を検討し、作成すること。
- c) 受託事業者が撤去対象機器を一時的に保管する場所について、官と調整のうえ、検討すること。また、一時的に保管する場所を極小化するため、撤去対象機器の全て又は一部について、一時保管を要さずに省外に持ち出す手法について検討すること。
- d) 撤去対象機器のうち端末については、撤去後にユーザの要望によりデータサルベージが発生する可能性について考慮すること。
- e) 撤去対象が、現行システム及び北関東・九州局OAシステムとなることに留意し、それぞれの撤去対象及び撤去時期について検討すること。
- f) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システム及び北関東・九州局OAの関連事業者と各種調整や情報連携を行うこと。

4.4.5 防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（O8運用）の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（O8運用）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、運用役務の実施する業務一覧と内容、それらに係る保守事業者との役割分担について明記すること。
- b) 調達仕様書（案）を作成する際、運用業務フローを検討し、作成すること。
- c) 次期防衛省OAシステム基盤の設計役務（その2）で検討された運用設計の内容を踏まえた仕様を検討すること。
- d) 令和8年度以降に段階的に地方防衛局が運用対象として加わることを念頭においた仕様を検討すること。

4.4.6 防衛省OAシステム基盤の借上（O7延長）の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

る支援

以下に留意しながら防衛省OAシステム基盤の借上（07延長）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、調達する機器類に求める機能及び性能並びに数量等を明記すること。
- b) 調達仕様書（案）には、事業者を求める保守要件を明記すること。
- c) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、事業者が必要な期間が確保できるようスケジュールの概要を検討し、作成すること。
- d) 防衛省OAシステム基盤の借上（03換装）の仕様書を基準とし、延長に伴って変更すべき箇所を検討すること。
- e) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システムの関連事業者と各種調整や情報連携を行うこと。

4.4.7 防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）（07延長）の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）（07延長）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、調達する機器類に求める機能及び性能並びに数量等を明記すること。
- b) 調達仕様書（案）には、事業者を求める保守要件を明記すること。
- c) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、事業者が必要な期間が確保できるようスケジュールの概要を検討し、作成すること。
- d) 防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）の仕様書を基準とし、延長に伴って変更すべき箇所を検討すること。
- e) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システムの関連事業者と各種調整や情報連携を行うこと。

4.4.8 防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務（07延長）の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務（07延長）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、運用役務の実施する業務一覧と内容、それらに係る保守事業者との役割分担について明記すること。
- b) 調達仕様書（案）を作成する際、運用業務フローを検討し、作成すること。
- c) 令和3年度に調達された防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務の仕様書を基準とし、延長に伴って変更すべき箇所を検討すること。
- d) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システムの関連事業者から情報収集を行うこと。

4.4.9 防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（07延長）の調達仕様書（案）等作成及び修

正に関する支援

以下に留意しながら防衛省ＯＡシステム基盤の運用管理役務（０７延長）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、運用役務の実施する業務一覧と内容、それらに係る保守事業者との役割分担について明記すること。
- b) 調達仕様書（案）を作成する際、運用業務フローを検討し、作成すること。
- c) 令和５年度に調達された防衛省ＯＡシステム基盤の運用管理役務の仕様書を基準とし、延長に伴って変更すべき個所を検討すること。
- d) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システムの関連事業者から情報収集を行うこと。

4.4.10 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０６端末増設）（０８延長）の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０６端末増設）（０８延長）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、調達する機器類に求める機能及び性能並びに数量等を明記すること。
- b) 調達仕様書（案）には、事業者を求める保守要件を明記すること。
- c) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、事業者が必要な期間が確保できるようスケジュールの概要を検討し、作成すること。
- d) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０６端末増設）の仕様書を基準とし、延長に伴って変更すべき個所を検討すること。
- e) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０６端末増設）のうち、北関東・九州局ＯＡの範囲のみを延長することを前提とすること。
- f) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システム及び北関東・九州局ＯＡの関連事業者と各種調整や情報連携を行うこと。

4.4.11 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０４増設）（０８延長）の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０４増設）（０８延長）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、調達する機器類に求める機能及び性能並びに数量等を明記すること。
- b) 調達仕様書（案）には、事業者を求める保守要件を明記すること。
- c) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、事業者が必要な期間が確保できるようスケジュールの概要を検討し、作成すること。
- d) 防衛省ＯＡシステム基盤の借上（０４増設）の仕様書を基準とし、延長に伴って変更すべき個所を検討すること。
- e) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システムの関連事業者と各種調整や情報連携を行うこと

4.4.12 防衛省〇Ａシステム基盤の借上（〇８端末増設）の調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省〇Ａシステム基盤の借上（〇８端末増設）に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）には、調達する機器類に求める機能及び性能並びに数量等を明記すること。
- b) 調達仕様書（案）には、事業者を求める保守要件を明記すること。
- c) 調達仕様書（案）を作成する際、関連事業を俯瞰したうえで、事業者が必要な期間が確保できるようスケジュールの概要を検討し、作成すること。
- d) 防衛省〇Ａシステム基盤の借上（〇８換装）の仕様書を基準とし、延長に伴って変更すべき個所を検討すること。
- e) 本増設は、主に北関東・九州局〇Ａを防衛省〇Ａシステム基盤に統合することを目的としたものであるため、特に北関東・九州局〇Ａの統合において必要な機器を明確にすること。
- f) 作成を支援するに当たって、必要に応じ現行システム及び北関東・九州局〇Ａの関連事業者と各種調整や情報連携を行うこと。

4.4.13 防衛省中央〇Ａネットワーク・システムの運用管理役務の契約変更に係る調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省中央〇Ａネットワーク・システムの運用管理役務の契約変更に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）は、契約変更の内容を踏まえ、修正すべき個所及び内容を検討すること。
- b) 令和７年度の端末増設に対する運用役務員の増員数の妥当性を確認すること。

4.4.14 防衛省〇Ａシステム基盤（設置機材の維持管理）の契約変更に係る調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省〇Ａシステム基盤（設置機材の維持管理）の契約変更に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）は、契約変更の内容を踏まえ、修正すべき個所及び内容を検討すること。
- b) 現行省〇Ａと次期省〇Ａのシステム構成を把握したうえで、データセンタにおいて定めるラック当たりの定格電力と実行電力の上限を踏まえた必要ラック数を検討したうえで、既設ラック数に対する過不足を確認すること。

4.4.15 防衛省〇Ａシステム基盤（設置機材の維持管理）（その２）の契約変更に係る調達仕様書（案）等作成及び修正に関する支援

以下に留意しながら防衛省〇Ａシステム基盤（設置機材の維持管理）（その２）の契約変更に係る調達仕様書（案）を作成及び修正すること。

- a) 調達仕様書（案）は、契約変更の内容を踏まえ、修正すべき個所及び内容を検討すること。
- b) 現行省〇Ａと次期省〇Ａのシステム構成を把握したうえで、データセンタにおいて定めるラック当たりの定格電力と実行電力の上限を踏まえた必要ラック数を検討したうえで、既設ラック数に対する過不足を確認すること。

4.5 その他技術支援

- a) 表 4-1 の他，官側から要請された会議に参加し，官側への必要な助言等の支援を行うこと。また，必要に応じて議事録及び会議資料の作成を支援すること。
- b) 官が主体となって実施するプロジェクト計画書の改定を支援すること。
- c) RMF実施要領及びセキュリティ管理策に基づき，RMFを実施するに当たって必要となる各種文書について，以下に留意しながら官側の作成作業に対して情報提供すること。
 - 1) 現行省OAはOAシステム，IaaS基盤，クラウドサービスの3領域に分けてRMFを実施し，令和6年度内に運用承認を取得している。令和7年度においては，官側で実施する継続したリスク分析・評価，その結果を踏まえたセキュリティ計画書，継続監視計画書及び将来対応計画の更新に対して，情報提供を行うこと。
 - 2) 次期省OAは令和8年度の換装に向けて，運用開始までに運用承認を取得するため，運用承認を取得するための情報提供をすること。
 - 3) 支援に当たっては，関連事業者と調整・情報連携をしながら，認識齟齬なく進めること。

5. 本役務の実施に伴うプロジェクト実施体制の整備

5.1 全般

契約相手方は，本役務の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官側と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) a)の業務従事者が5.4に示す要件を満たすこと。
- c) a)の業務従事者が，b)に掲げるもののほか，履行に必要な若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業績等を有すること。
- d) c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

5.2 事業者の要件

5.2.1 一般事項

本役務を担当するに当たり，会社全体又は業務実施責任者が所属する部門が，以下のいずれかの要件を満たしていること。資格については，それを証明する書面（認定証等）の写しを提出すること。

5.2.2 情報セキュリティに係る公的認証

以下を保有していること。

- a) ISMS認証（JISQ27001（ISO/IEC27001））

5.2.3 受託実績

- a) 中央省庁又は地方自治体において，端末5000台規模以上のLANシステム（クライアント

ト、サーバ)の調達支援又はプロジェクト管理役務の受託実績を有すること。

- b) 中央省庁又は地方自治体における業務システム等を集約することを目的とした共通的な基盤の設計・開発、検討支援役務又はプロジェクト管理業務の受託実績を有すること。
- c) 中央省庁又は地方自治体におけるLANシステムにおいて、直近5年以内に3件以上の設計・開発、調達支援又はプロジェクト管理業務の受託実績を有すること。

5.3 実施体制について

本役務の実施に当たり、プロジェクト実施体制（以下「実施体制」という。）を整備し、実施体制表を官側に提出すること。実施体制の整備に当たっては、プロジェクト全体を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）及び業務を統括する責任者（以下「業務実施責任者」という。）をそれぞれ1名選任すること。

また、役割に応じてチームを編成（プロジェクト管理・調達支援チーム、技術支援チーム等）し、各チームに責任者を置くこと。さらに、プロジェクト全体の作業進捗状況を把握し、適時官側への必要な助言とコミュニケーションを行うため、業務従事者のうち3名を基準として、本役務場所へ派遣すること。業務従事者の派遣に当たっては、毎課業日派遣するとともに官の稼業時間内は官の指定する場所で業務することを基準とする。なお、円滑な情報共有及び意思決定を目的として、派遣される業務従事者については、業務実施責任者を含めること。

本役務の実施に当たり、役務事業者側の都合や、官側が実施体制の各業務従事者が要件を満たさないと判断した際の要請に基づいて実施体制の変更等が必要となった場合には、適切な実施体制を整備すること。なお、防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）において、これまでオンプレミスで整備されていた範囲に対して、IaaSを活用することが予定されていることから、防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）の受託事業者が選定するIaaSに対して技術的助言が可能な体制を整備すること。

5.4 業務従事者の要件

5.4.1 一般事項

本役務の実施に当たり、以下に定める業務従事者を配置するとともに、各業務従事者に求める要件を満たす者を従事させること。なお、各責任者の要件は、複数人で満たすことを認めない。

5.4.2 統括責任者

- a) 中央省庁又は地方自治体におけるLANシステムにおいて、直近5年以内に、要件定義、設計・開発又はプロジェクト管理役務及び調達支援役務に、統括責任者として従事した経験を有すること。
- b) 以下の資格のうち、いずれかを有すること。
 - 1) PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）
 - 2) 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
- c) 契約相手方は、統括責任者について、第三者に委任又は請け負わせてはならない。

5.4.3 業務実施責任者

- a) 中央省庁又は地方自治体において、直近5年以内に、端末5000台規模以上のLANシス

テムのプロジェクト管理役務及び調達支援役務に、業務実施責任者として従事した経験を有すること。

- b) 中央省庁又は地方自治体におけるLANシステムにおいて、直近5年以内に、プロジェクト管理役務及び調達支援役務に従事した経験を3件以上有すること。
- c) 中央省庁及び独立行政法人において、直近3年以内にRMFに係る支援を実施した経験を有すること。
- d) 以下の資格のうち、いずれかを有すること。
 - 1) PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）
 - 2) 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
- e) 契約相手方は、業務実施責任者について、第三者に委任又は請け負わせてはならない。

5.4.4 チーム責任者（プロジェクト管理・調達支援）

- a) 中央省庁又は地方自治体において、直近5年以内に、端末5000台規模以上のLANシステムのプロジェクト管理役務及び調達支援役務に、業務実施責任者またはチーム責任者として従事した経験を有すること。
- b) 以下の資格等のうち、いずれかを有すること。
 - 1) PMP（プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル）
 - 2) 情報処理技術者試験（プロジェクトマネージャ）
 - 3) 5年以上のプロジェクトマネジメント経験
- c) 契約相手方は、チーム責任者について、第三者に委任又は請け負わせてはならない。

5.4.5 その他役務要員（プロジェクト管理支援、調達支援）

- a) 中央省庁及び独立行政法人におけるLANシステムにおいて、直近5年以内に、プロジェクト管理支援役務及び調達支援役務に、担当者として従事した経験を有すること。また、要員に最低1名は、前述の要件に加えて中央省庁及び独立行政法人において、直近5年以内にLANシステムの設計・構築を実施した経験を有する者を含めること。

5.4.6 チーム責任者（技術支援）

- a) 中央省庁及び独立行政法人において、直近5年以内に、クラウドサービス導入検討支援役務に、業務実施責任者またはチーム責任者として従事した経験を有すること。
- b) Microsoft 365 Enterprise Administrator Expertを有すること。
- c) 以下の資格のうち、いずれかを有すること
 - 1) AWS Certified Solution Architect Professional
 - 2) Azure Solutions Architect Expert
- d) 以下の資格のうち、いずれかを有すること。
 - 1) セキュリティプロフェッショナル認定資格制度（CISSP）
 - 2) 情報処理技術者試験の情報処理安全確保支援士
- e) 契約相手方は、チーム責任者について、第三者に委任又は請け負わせてはならない。

5.4.7 その他役務要員（技術支援）

- a) 中央省庁及び独立行政法人において、直近5年以内に、クラウドサービス導入検討支援役務に、担当者として従事した経験を有すること。また、要員に最低1名は、前述の要件に加えて、中央省庁及び独立行政法人において直近3年以内にRMFに係る支援を実施した経験を有する者を含めること。

5.5 役務従事者名簿の提出

役務要員について、役務従事者名簿（別紙を参照。以下同じ。）を契約後速やかに作成の上、支出負担行為担当官補助者に提出し、了承を得ること。

5.6 業務従事者変更の届出

業務従事者に異動、退職、長期休暇等が生じ、業務従事者の追加、変更等が必要となった場合には、十分な時間的余裕をもって**業務従事者名簿**を提出し、後任の業務従事者に確実に引継ぎを実施すること。提出先は支出負担行為担当官補助者とし、了承を得ること。

なお、官側が業務従事者の要件を満たさないと判断した場合についても同様とする。

5.7 第三者の従事

契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合には、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**に定める特約条項を適用すること。

5.8 業務従事者の交代

官側が業務従事者の技術レベル、資質、態度等について、当該役務の円滑な実施に支障があると認めた場合は、契約相手方は他の業務従事者への交代を行うこと。

5.9 提出文書の範囲、提出期限等

5.9.1 提出文書

表 5-1に示す文書は、提出時期までに電子メール等の手段により提出し官側の承認を得ること。また、年度毎に、可能な限り1枚のCD-R又はDVD-Rにまとめ、追記不可の処置を実施後、提出するものとする。また、作業の実施に当たり、当該文書の記載事項に疑義が生じた場合、速やかに該当箇所を修正し、官側の承認を得ること。

表 5-1 提出文書

No.	文書名	部数	提出時期
1	作業実施計画書	電子媒体：1	契約後速やかに
2	役務従事者名簿	電子媒体：1	契約後速やかに 役務員変更があった場合その都度速やかに
3	省OA関連事業の状況報告	電子媒体：1	契約締結後3週間以内
4	各事業において想定される課題一覧	電子媒体：1	契約締結後4週間以内

表 5-1 提出文書（続き）

No.	文書名	部数	提出時期
5	防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務（契約変更）の調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年5月31日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
6	防衛省OAシステム基盤の借上（08換装）調達仕様書（案）（修正版）	電子媒体：1	令和7年6月30日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
7	インターネット回線の維持管理役務調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年6月30日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
8	防衛省OAシステム基盤の借上（07延長）調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年11月30日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
9	防衛省OAシステム基盤の借上（05端末増設）（07延長）調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年11月30日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
10	防衛省中央OAネットワーク・システムの運用管理役務（07延長）の調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年12月26日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
11	防衛省OAシステム基盤の運用管理役務（07延長）の調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年12月26日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
12	防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理）（契約変更）の調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年11月28日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
13	防衛省OAシステム基盤（設置機材の維持管理）（その2）（契約変更）の調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和7年12月26日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
14	防衛省OAシステム基盤のデータ移行支援役務調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和8年1月30日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
15	防衛省OAシステム基盤の撤去役務調達仕様書（案）	電子媒体：1	令和8年1月30日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。
16	防衛省OAシステム基盤の運用管理役務の調達仕様書（08運用）（案）	電子媒体：1	令和8年5月29日とする。途中成果物の提出時期は官側と協議。

表 5-1 提出文書（続き）

No.	文書名	部数	提出時期
17	防衛省OAシステム基盤の借上 （06 端末増設）（08 延長）調 達仕様書（案）	電子媒体：1	令和8年5月29日とす る。途中成果物の提出時期 は官側と協議。
18	防衛省OAシステム基盤の借上 （08 端末増設）の調達仕様書 （案）	電子媒体：1	令和8年6月30日とす る。途中成果物の提出時期 は官側と協議。
19	防衛省OAシステム基盤の借上 （04 増設）（08 延長）調達仕 様書（案）	電子媒体：1	令和8年11月30日とす る。途中成果物の提出時期 は官側と協議。
20	進捗報告資料	電子媒体：1	都度提出。最終版は令和8 年3月31日及び令和9年 3月31日とし、年度ごと に提出すること。
21	本役務主催の会議体における資料 及び議事録	電子媒体：1	都度提出。最終版は令和8 年3月31日及び令和9年 3月31日とし、年度ごと に提出すること。

5.9.2 提出方法

- a) 提出文書は、全て日本語で作成すること。ただし、英字で表記することが一般的な文言については、英字で表記することができるものとする。
- b) 用字・用語・記述符号の表記については、「**公用文作成の考え方**」の周知について、に準拠すること。
- c) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格（JIS）の規定に準拠すること。
- d) 提出文書は電磁的記録媒体（CD-R又はDVD-R等）により作成し、表 5-1 に示す提出部数を提出すること。また、電磁的記録媒体はウイルスチェックを実施した上で、追記不可の処置を施し提出するものとする。
- e) 提出文書の用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。また、修正時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。
- f) 電磁的記録媒体による提出について、一太郎Government 4、Microsoft Word 2019、同Excel 2019、同PowerPoint 2019で読み込み可能な形式及びPDF形式で作成し、提出すること。ただし、官側が他の形式による提出を求める場合は、調整の上、これに応じること。

なお、契約相手方側で他の形式を用いて提出する必要があるファイルがある場合は、官側と調整すること。

- g) 提出後、官側において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて提出すること。
- h) 提出文書の作成に当たって、特別なツールを使用する必要がある場合は、事前に官側の承認を得ること。

5.9.3 提出場所

提出文書は、原則として以下の場所に提出すること。ただし官側が別途指定する場合はこの限りではない。

(提出先) 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

防衛省整備計画局サイバー整備課デジタル化推進班

6. 個人情報保護及び秘密保全等

6.1 個人情報保護

- a) 契約相手方は、官側から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、**個人情報の保護に関する法律**に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。また、当該個人情報については、本業務以外の目的のために利用してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に伴い知り得た保護情報の取扱いに当たっては、**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**に基づき、保護すべき情報（以下「保護情報」という。）を適切に管理するものとし、その効力はこの契約終了後も継続するものとする。また、保護情報は、省内実施場所でのみ取り扱うものとし、持ち出す場合は必要な措置、手続きを講ずるものとする。
- c) 契約相手方は、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」に基づき、サプライチェーン・リスク対応を実施すること。
- d) a) から c) のほか、官側は契約相手方に対し、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な範囲で、秘密を適正に取り扱うための措置を採るべきことを指示することができるものとする。
- e) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、情報を役務事務所以外の省外に持ち出してはならない。
- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に必要であると官側が承認した場合を除き、外部から省内実施場所へデータを持込んではいない。
- g) 本業務の実施において情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を官側に報告すること。
- h) 本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況について、官側から実績の報告を求めた場合には、速やかに提出すること。
- i) 本業務の実施において、契約相手方における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると

認められる場合には、契約相手方は官側の求めに応じ、協議を行い、必要な対策を講じること。

6.2 秘密保全

- a) 官側が定める立入禁止の掲示がある場所及び官側が定める立入制限場所等（以下「立入禁止場所等」という。）へ立ち入る技術員等は、当該立入禁止場所等への立入手続等に関する達又は、官側等又はその指定した者が定める手続に従い、立ち入りを許可された者でなければならない。
- b) 契約相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官側に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。
- c) 本契約に係る情報及び情報システム以外の官側が所管する情報及び情報システムに不要なアクセスを実施しないこと。
- d) 立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。
- e) 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、官側の求めに応じ協議を行い、官側と合意の上で、改善を図ること。
- f) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。
 - 1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。
 - 2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
 - 3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。
- g) 契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いにあたっては、**情報セキュリティ通達**に基づき、**ウ**に示す保護すべき情報を適切に管理するものとする。

7. 提出書類の取扱い

7.1 知的財産権の帰属

7.1.1 著作権

- a) 提出文書に関する著作権は、官側に帰属するものとする。また、契約相手方は、防衛省が承認した場合を除き、提出文書に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- b) a)に関わらず、提出文書に契約相手方が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約相手方に帰属する。
- c) 契約相手方は、本業務の提出文書に関し、**著作権法**第27条及び第28条を含む著作権の全てを官側に無償で譲渡するものとする。
- d) 提出文書に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) a)及びc)において、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本業務の提出文書等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、官側は当該紛争の事実を知ったときは、契約相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。

7.1.2 権利義務の帰属等

- a) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触する場合は、契約相手方は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施状況を第三者に提供し、又は公表しようとする場合は、あらかじめ、官側の承認を受けなければならない。
- c) 省内実施場所で生成した情報は、防衛省の所有に属するものとする。

8. 再委託

- a) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約相手方は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下「再委託先名等」という。）について記載した文書を提出し、官側の承認を受けなければならない。
- c) 契約相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、官側の承認を受けなければならない。
- d) 契約相手方は、b)又はc)により再委託を行う場合には、契約相手方が官側に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し6.に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) b)又はc)に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約相手方の責に

帰すべき事由とみなして契約相手方が責任を負うものとする。

- f) 契約相手方は、本業務の契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

9. 資料の貸与

契約相手方は、本役務の実施に当たり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

10. 官側の支援

10.1 国有財産の利用

契約相手方は、本契約の履行に当たって必要な場合、官側が認める範囲内において、次に示す官側の支援を無償で 사용할ことができる。

- a) 現地調査（現行システムの確認）に関する事項
- b) 本役務場所における搬入器材の保管
- c) 本役務場所における電力、水、スペース等の使用
- d) 本役務場所における施設の利用
- e) 本役務場所における官側の保有する関連器材の使用
- f) 本役務場所の回線
- g) 機能確認に関する事前調整及び現地確認時の支援
- h) その他、官側が認めた必要な事項

10.2 国有財産の使用制限

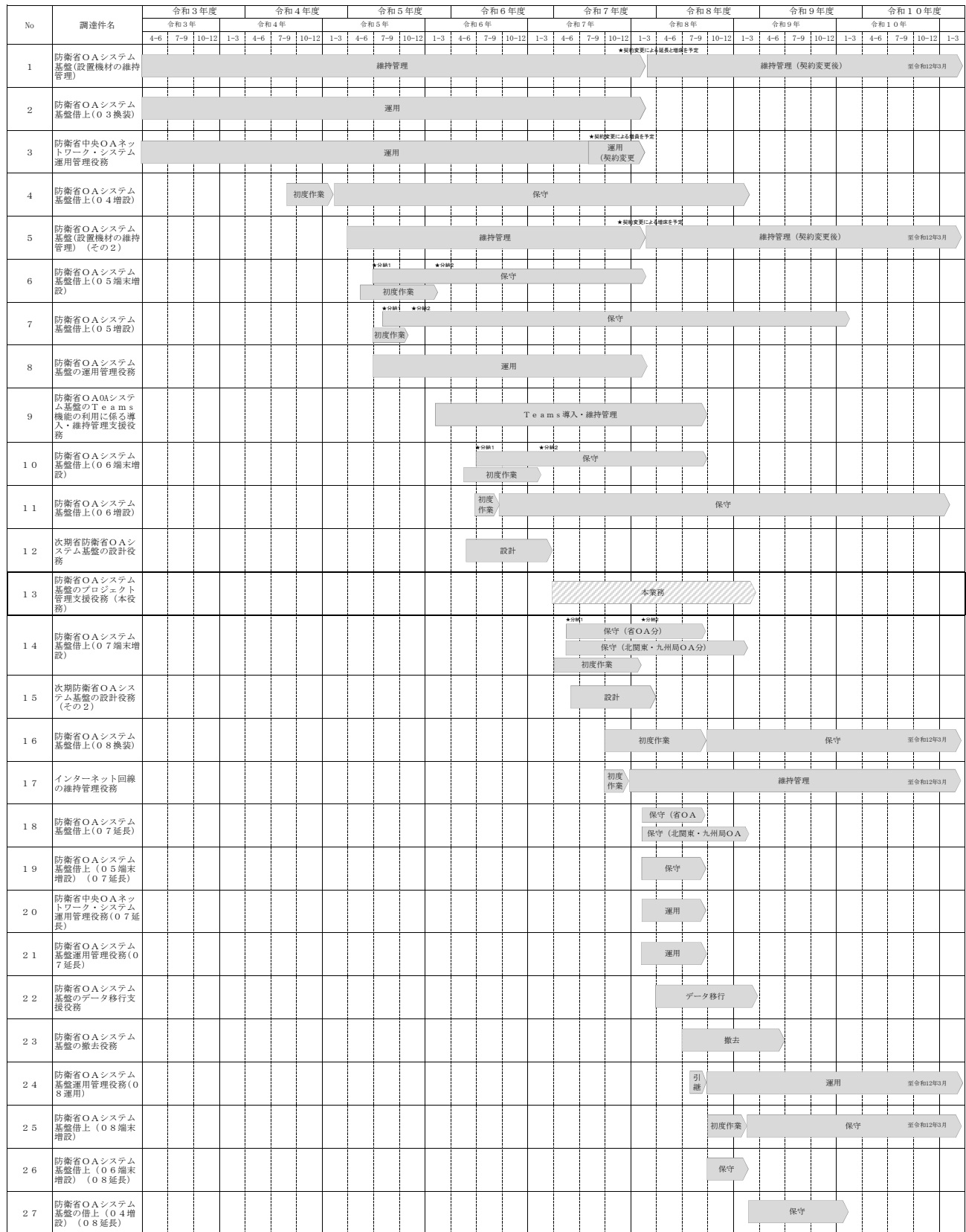
- a) 契約相手方は、10.1で示す国有財産について、本業務の実施及び実施に付随する業務以外の目的で使用し、又は利用してはならない。
- b) 契約相手方は、あらかじめ官側と協議した上で、官側の業務に支障を来さない範囲内において、施設内に本業務の実施に必要な設備等を持ち込むことができる。
- c) 契約相手方は、b)で設備等を設置した場合は、設備等の使用を終了又は中止した後、直ちに必要な原状回復を行う。
- d) 契約相手方は、既存の建築物、工作物等に汚損、損傷（機器の故障等を含む。以下同じ。）等を与えないよう十分に注意し、損傷が生じるおそれがある場合は、養生を行うものとする。損傷が生じた場合は、契約相手方の責任と負担において速やかに復旧しなければならない。

11. その他特記事項

- a) 本役務の推進に当たり、官側の指示に従うとともに、細部にわたり官側と密接な連絡を保ち、作業が良好、かつ安全に実施できるよう努めること。
- b) 契約相手方は、本役務契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**

に定める特約条項を適用する。

- c) 引用文書及び関連文書を閲覧する必要がある場合は、官側と協議すること。
- d) 本仕様書について疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官側等と協議すること。
- e) 各機関等の長が定めた立入禁止場所等に立ち入る場合は、各機関等の立入手続に従い手続を実施するものとする。
- f) **5.9** に示す提出文書が、**環境物品等の調達に関する基本方針**の基準を満たすものであること。



付図3 全体スケジュール

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	官会物管第 号									
	調 達 要 求 番 号										
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年 月 日									
	作 成 部 課	整備計画局サイバー整備課									
	作 成 年 月	令和7年1月22日									
品 名	防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務										
仕 様 書 番 号											
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr><tr><td>仕様書</td><td>防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務 仕様書別冊ア～ウによる。</td><td>○契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td><td></td></tr></table> 3 特記事項 ※細部については別途官側が指示する。				保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	仕様書	防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務 仕様書別冊ア～ウによる。	○契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考								
仕様書	防衛省OAシステム基盤のプロジェクト管理支援役務 仕様書別冊ア～ウによる。	○契約の履行の一環として収集、整理、作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。									